改正補訂

地方凡例錄

十上

9

ワ 3
4364
10

4363
10止

改正補訂地方凡例錄卷之十上

高崎
大石久敬士恭 著

一度量衡之事

附斗桷　升坐秤坐　絹布丈尺始り

度量衡ハ元十二律より起る十二律ハ黄帝の臣伶倫と云人嶰谷の竹を截て管と為て始む度量衡の事ども古法亡失して詳ならざる故ニ魏晋より以后を定規とあせり徂徠先生度量衡考と著はしたる処又図南先生代々音律の道ハ委しくその家醫業なるを以て張仲景が用薬の分量等を考量し諸書ニ引揆して其誤りを正し権量揆記と著作して精微を此書ニ尽せり今茲ニ徂徠の意

とも衆考して方今世に専用する処の粗を述るものあり

一度八寸尺のことなりそ黄鐘の律より起り夫黄鐘の管ハ長さ九寸圓徑ハ
九分あり又寸分の起りも北方の秬黍中なるもの一黍の廣さを一分と
し十分を寸とし十寸を尺とし一十尺を丈と引之を度という黄鐘の管ハ九寸あり
なきゆへ今日本の曲尺にて何寸に當るやハ知るべし一黍の廣さも一分を
極りたるともなく今世の黍ハ大なる物とりへどもも今の曲尺にて七八
厘もあるべきや然りとて一分とするハ今の曲
尺にて五六厘もあるべし圖南子の云るごく黍の大小極りまく夫ある
物なり小なる物なり其中なる物を取とりへどもも是又其土地に由て中
の内より悉く大小なりて其精微を尽さゞると云宜あるこもあり然きをいも

萬物元の起りを其拠所あるこそハ始り難し夫音律ハ天地の氣を和し
八風を調へ萬物を生ぜしむる古文本朝にそハ十二調子と云て黄鐘ハ十一
月の律なりて律の始り長さ九寸夫より少し宛短くありて十月の律應
鐘に至てを極陰の律なりて四寸有余あり又十一月ハ子の月にて十二
支の始め又陰尽て陽起り一陽来復の時節なりて黄鐘ハ陽の始めあり
之を以て和漢天下の事物制度皆黄鐘より出るゆへ此律の寸ゟ形取り
度量衡を定めたり子の月を十一月と取ハ夏の制なりて今和漢とも夏の
制を用るゆへ由て度量衡始りしを三代の始夏の
代なりて夏の代の尺を積黍尺といへど黍の廣さを以て分とし尺度の
數を極しハ夏の代あるべし又黄帝の時ハ音律始りしとこのまゞ其比よ
りのことなるゆへ此処先指も詳うあらんと云て度量衡ハ魏晋以後を以て証

とあり日本の度へ唐朝より受傳そ今用ゆる曲尺へ唐尺なりそ
殷の代と同尺あり唐の開元錢の圓徑へ八分あるを以て今曲尺は當て
之と証とし夏へ唐尺の八寸周の一尺を六寸四分と云又曰夏へ八寸八
分三厘三毛余周へ六寸六分六里六毛余とも関ぬ何をも是あらんや黄
帝の時音律へ始りそも未ご度量衡へあらずや黄鍾の寸圓徑九分長
九寸を夏尺あれば今の曲尺りそを圓徑七分五厘長さ七寸五分を當る
然をども古代のそへ今評しそも証据あく又後人諸書を拠て説を立る
といへとも又こ已もの見識を以てせるこゆへ推量の沙汰と成もり只
古へを知るのみりそ當時を於てへ先用ありてこもり又目今日本にそ
用ゆる処の尺度を四種あり一を曲尺と云て工匠造営を用ゆる鉄尺之
あり二を鯨尺と称しそ裁物を用ひ曲尺なりそ一尺二寸九分之を鯨尺

と云といへども今へ用ひご今の鯨尺へ下を云呉服尺のそもり三を呉
服尺と云之へ曲尺一尺二寸五分ありて布帛を商ふ者の用ゆる処あり
則今の鯨尺之あり四を裁尺曲尺りそ八寸和裁を作るもの用ゆる処
あり今も普請奉行屋寺の用ゆる尺あり尤も足袋屋りそへ何又何分と
銭の數をいて寸尺と云ふ開元永樂銭の徑りへ八分ありて日本の寛永文
銭も又八分ありて裁尺へ八寸一尺あるを以て八分へ一寸あれば何時と
あく銭の數りそ寸尺を何又何分と云ふべし又今押あべく用ゆる尺
度へ曲尺鯨尺の二種りそ都鄙之を用ゆるあり又工匠家を裏
尺と云てあり表尺一尺四寸一分四厘二毛を裏尺の一尺とし曲尺の裏
を盛付てあり之へ勾股弦の弦あり一尺四方隅違ひの勾倍りそ則ち
裏尺あり小口の徑りを一四一四二りそ除べ方面のごく知るを之を依

て差渡しを見て何寸角なると云の法一四一四二と用ゐれば乃ち此裏尺を工匠の法として算木算盤をも用ひ裏尺を改て如何程ど六ヶ敷とも積るより幻服強ひ云ふ迄もなく開立開平を改て積るべき坪数或ハ器匣の類なども裏尺として積るより少しも違ふことなし之に依て裏尺の法ハ工家の秘傳なり

一量も黄鍾の律より起る量ハ斗斛あり其の字今石の字ハ書改めたる訳ハ前篇に記をとりへとも又漢書律暦志に三十斤を鈞とし四鈞を石とし則ち一百二十斤あり前の一斛の量目百二十斤ハ石と作るとハ云ふ迄もなく然るハ石と云字ハ書しより起りたるにて見えたり尤も漢の代の一石を日本の京枡にて一斗四升四合六勺余に当り漢の一斤ハ日本の稱りにて四十五匁六分一厘たるゆへ一斤四百匁なり然ハ一石ハ日本の京枡にて五貫四百七十三匁三分ほど當る一斗四升四合六勺の米當時の目方凡一升四百匁なり然ハ一石ハ十四匁あれば僅ほどの七合七勺七才余の差と云て則ち此方の枡にて度量衡符合せり

徑九分長さ九寸此内ほ秬黍の中あるもの千二百粒を容る此量尺を龠と云ひ龠を倍して合とし十合を升とし十升を斗とし十斗を斛とし云ふ云此龠合升斗斛を五量と云ふ然るとも漢土曆代の枡ほ差ひありて諸書ほ辨ずとりへくも只古へを知るのみよりて今用ゐるほ益ふし我朝の枡も上古ほ何程の制りて用ひたるや古書ほ見えず中古の枡ハ徑方曲尺五寸深さ二寸五分ありて其始め何程の代より制したるや詳ならず慶長の比まで此枡を用ひたると見えてそれ以ハ一尺六面の物と竪横とも四ほ截り方五寸深二寸五分ほ成る方物一ようほ起るものなれば一尺方面のものと元ほ立ち四四十六りて割ると見て然るべき法まれ〳〵ほ徳川家時代よりて方と四寸九分深さと二寸七分ほましたるを考ふるほ枡ハ方物改量の巻多り然る処一尺六面と四寸ほ切て方と五寸深さと二寸五分と為しそれほ詩り又方物一ようほ起りて一ほ皈

を小數の溜りある処まで位を進め大數の極まる盈をば欲るの理も
なるべし今へ寸の詰らざる様を四寸九分まは二寸七分まは直に様を命ぜしまで見そこう古枡の數量まで依ては四寸九分まは二寸六分にも成べきあれども左まれば古枡より歩數減ずるゆへ猶豫を付て二寸七分まで直りたるまで関も古枡の一分坪まで六萬二千五百歩今の枡は六万四千八百廿七歩なり四寸九分の二寸六分まはまれば六万二千四百廿六歩まで成り古枡より歩數減ずるゆへ二寸七分まで分數を余計まで直したる見そこう此説地方落穂集にも出る又前篇にも記したる甲州にてそ武田信玄制の三升枡なりて京枡の三升と入を之と一升と云ひ鉄弱を真直まかけ又此下まで鐵の柱を立て強の撓まざる様ましたるものなり又京枡一升五合入まで半枡まで六ひ七合五勺入まで小半まで云て三種の枡の

り甲斐一國の此枡まで用ひ商賈まも一升半升小半まで云て價まで論ず然し京枡も用ひざるまれなりぞ若し今枡まで物まで量るまは京枡何升何合まで断らざれば國人必ず升目の間違ひなり又甲府まで枡座今以て知の事一國通用あり其遺風今も彼國まは残り上方在郷まで其用ひあるまり私も今の枡座もあるべし絶たり武佐まで江州の地名まで今中山道の駅場まり古の此処まで枡坐なりて改め出したるまで関も江戸京まてもまで枡まで量る菓類貝類菜類等なりて小商人まで武佐判まで八合枡まで云て之まで商の賤語まで八兵衛枡坐の印形なりて強枡まで用ひ仮まは無判の枡まで用ひ尚家の外軽き者ども飯米等まで量るまで枡坐の改まで受ざる枡まで用ひ之まで細工人の手まは

より少しの差ひあるも知るべく是等の類都て強弱の枡を武佐判と云ふ
きぞも八合入なるべくぞれぞ武佐判と云を非あり本枡は一合二合五勺
五合、一升一斗何れも鉄縁うて五合以上は強枡あり之を鉄判枡と唱ふ
又豫州勢州よりは六合を一升とする枡もあるべし由然し當時は関及びぞれ
ぞも片部等うて今も用ゐるべし

一今の枡と京枡と云ひ江戸より東三十三箇國の枡坐なればぐらべて詮
府の諸書物ぞも京枡何ぞと云ひ一合より一斗までぞ枡坐の焼印なり
て之を用ゐ

一合枡　但し鉄縁弦ふし　横二十一分五厘　深一寸四分五厘
二合五勺枡　但し右同断　横三寸一分　深一寸六分九厘
五合枡　但し鉄縁強枡　横四寸　深二寸五厘

一升枡　但し右同断　横四寸九分　深二寸七分
五升枡　但し右同断　横八寸三分五厘　深四寸二分五厘
一斗枡　但し右同断　横一尺五分　深五寸八分八厘

一斗桝の太さを一合枡より一斗枡までぞ底の裏ぞ丸き焼印なり此径りを
以て斗桝の差渡しぞ用ゐるぞ定まりてぞあり
同ぢぞあるものぞ焼印の寸法ぞて定まりてぞあり

一衡ぞ黄鍾の律より出る衡ぞ分両ぞ錘ぞ推ぐ
云ふ何ぞも秤の重りぞて俗ぞ之を分銅と云黄鍾の管の内ぞ秬黍の
中あるもの千二百粒を入る此重さを十二銖ぞて之を倍して二十四銖
ぞ一両ぐし十六両ぞ一斤ぞ云三斤ぞ鈞ぞし四鈞ぞ石ぐし銖両斤鈞石
ぞ云ふ五権ぞ云ふり今漢土ぞて十銭目ぞ一両ぞし十六両ぞ一斤ぞ云則

ち一百六十銭目あり一銖を三分三厘三毛余と祖徠の説あれども二十四銖を両となして十銭目あればそ一銖は四分一厘六毛六絲六忽六微不尽なり當る三分三厘三毛三絲不尽となし二十四銖八八銭目十六両一斤を一百二十銭目に當るを前条十銭目を両百六十目を斤となしその一銖の目方にそを勘定合うべき二十銖を両となせばそれぞ一両十銭目を當らば二十銖を両となしたる法もなるべや祖徠の説を定めがたく謂ひたるまゝや今の秤にてそを重目一銭目四分八厘半両銖十二たるを以て銘とせれども一毛四絲八忽不尽の當りてそを一銖となし一分二厘三毛四絲五忽六微不尽に當る其後漢の武帝元狩五年五銖銭と鋳る量目五銖則ち銘文ごとく此銭六分一厘七毛二絲八忽不尽なり一銖の目方秦の半両と同目なり

ごとく平井先生の薬用分量考等に前漢食貨志を引て出せり又陸南子も諸書を引て開元銭の寸方重目等を量りそを権量攷記と著せり其説徂徠子の云処と大同小異あり則ち周漢以来の度量衡を今本朝の尺度枡秤に的當して権量攷記に出せる処左のごし

周漢一尺　今曲尺八寸三分三毛三絲余に當る
魏晋一尺　同八寸七分二厘四毛九絲余に當る
東晋一尺　同八寸八分四厘九毛九絲余に當る
隋唐宋元明造営之　今の曲尺と同じ
明量地尺　今曲尺八寸三分三厘
明裁衣尺　同一尺一寸
但し或る書に三代の尺代を差別なり夏の代を秬黍一粒の廣横と一

分と一寸と一尺と丈謂積黍尺之あり殷八十
二寸と一尺と唐朝并に今日本の曲尺と同寸あり之を高尺と云ふ
周も八寸と一尺と一尺と一尺と商尺十二寸を以て夏尺十寸を除ば八寸三分三
里三毛三絲不尽と成る殷尺を則ち十二を以て十二寸を除き今日本
の曲尺あり又十二寸を以て周尺八寸を除ば六寸六分六厘六毛六絲
不尽と成周尺を前条に云へ八寸三分三厘三毛三絲余とあり
又八寸四分ともあり周銭今尚存在せば銭譜并に孔方図鑑等にも
載せば又形容寸分も知るべれば銭の径りと以て証とすべき便りも
あらん異説區々何を以て是非詳らかに知り難し

周一斗　今の京枡一升三合
漢一斗　九勺四才余に當る
　同一升四合
　六才余に當る

魏晋一斗　同一升四合七勺
　六才余に當る
隋唐宋一斗　同四升三合八勺
　四才余に當る
元一斗　同五升九合七勺
　七才余に當る
明一斗　同四升八合六勺
　九才余に當る
周漢一斤　今秤四十五銭目
　六分一里に當る
魏晋一斤　同九十一銭目
　二分に當る
隋唐一斤　同百三十六
　月八分に當る
宋一斤　同百五十三銭
　月六分に當る
明一斤　同百五十六銭
　月八分に當る

一本朝上代の衡は何様ある哉知べからず今の世の銀八四銭目三分を
一両とし十両四十三銭目を一枚と六銀なれ斤目と云ふべ薬種香具

莨菪の類ろをべて量目を量る物よしそ四文と一両とし四十両を一斤
として則ち百六十匁を一斤あり又品を守てへ五文を一両とし二百目
両を一斤とするものもかり莨宕あり元方より直り求るを山目と唱へ
二百目を一斤とそ債を論ぜ未綿ぜ官府そその斤目の勘之ハ平野
目と唱へ三百廿目一斤の定法あり又國所其品よより二百五十匁三百
目を一斤とするもかりて一定せず日本そて何銖と云数量目を用ひ
ぜ依て廿四銖を一両十六両を一斤とそ御國内をべての通法あり
と一斤とするを都鄙遠境ぜ至るもあく四文と一両一百六十匁
但金一分の半分を二朱と云て本邦の貢数そく漢土の一銖二銖と
を異あり

一枡坐秤坐とも元京師よりちる処慶長年中徳川祖宗天下一統の後東

三十三个國の枡坐を江戸町年寄樽屋藤右エ門へ命せらるて逆綿せ
り西三十三个國の坐を京都よりて秤坐も西三十三个國を神谷善四
郎と云者京都ぜ在住を東三十三个國へ江戸住居守随彦太郎之を掌む
又上方筋よそを守随坐の秤を用ふることを免さず又東三十三个國よそ
を上方秤を禁ぜ若し所持の者ありて細等仕替の為秤坐へ持行くときも
取上て打壊を在くの分を手先の者折く改めとして廻るとき多く枡秤共
其坐より求る外他よそ商ふことを厳禁あり今枡ハ元京都ぢくの由て江
戸諫よそ用ふる枡也凡て京枡と唱へ濃草ハ蔵よそ書物俵入等也京枡
何升入と記ぜとあり

一布丈の始りそ人皇四十三代
元明奎和銅七年甲寅一反を二丈六尺二反を一匹とそべしと定め

らるゝと日本訓見えたり寛文五乙巳年絹木綿の丈尺ハ布の尺を放ひ二丈六尺たるべき旨命ぜられ木綿ハ中古よりでゝきたりし処文録慶長の時分始り元和寛永の頃より専ら行はれ初めの頃より是より以前たりしとも丈尺定まりしものなるよし今も奥州にて織出す絹布ハ絹布の類より其丈短くさのみ非ざれども織物ハ丈の長短種くありて二丈三四尺たり其外里舎より出るハ二丈たりとあり

一社倉之事

附常平倉之事　義倉之事　助郷叡之事

社跡米之事　老幼扶持少事

社倉を宋の孝宗帝乾道年中朱文公崇安縣を治められしとき始めて民大に飢たり之に依て朱子郡主の粟六百石を請求めて縣中の飢民を救ひ賑ハし翌年豊熟の年に至り民ゞそれを償ひたり因て又其六百石を直ちに郡主に還して之を里中に留め一社田地を持ある百姓廿五家を一社と定め毎社倉を作り此に其粟を蔵め置夏の季に至りて米穀不足のときに之を百姓に貸与たし秋冬に至り稲の熟したるとき少しの利息を出さしめ之を倉に納め凶年打続けば之を延し凡そ十四年の内に元数六百石を官府へ還し利息米の積高三百石たるとき息粟ありて貧民に貸し賑恤し還納のとき一石に付三升充を増て倉に納むるに依て縣中飢渇の患ひなく実に良法たるを以て其後此社倉の法を普ねく天下に行はれ朱子社倉法とハいへり

一漢の宣帝の時寿昌と云人常平倉と云を創めたり其法ハ先つ豊年に米穀多きときハ穀の価賤くして之を糶出し百姓得分少くして又飢歳に

を食らふべき穀あり米價貴くして買求め食とするに便あり其上富民ら
賣とし〻弥價貴くあり民の難儀容易あるべきの為在く
所〻より倉を造り米穀價賤とき其々官府より價を増て民の穀を買取倉
藏に置又穀登らば〻して價貴きとき其々價を減じて之を賣出し民として
飢と凌がしむ此のごとくをる時へ富民とても豊凶と
も穀の價平準して程よく成り自然と米價も高下あく天下罷害を受
ること少ふし之を常平倉と名けく天下の行ふ官庫の財一旦を減をとも
穀の價平準して下民の潤ふあれば當然の利を少くとも実の國益万民
の救助此上もあと善政あり又宗の陸氏云朱熹の社倉の民の利必ふ
然もとも年〻豊歉あらば其利入しうべし去もとも飢歳のごとき時
其社倉の穀を貸のごとくして納めざれば穀減じ来年

賑ふにも叶ふまじ之に依て倉を二箇所に作り一ヘ社倉とし一ヘ平
糴倉と名付け常平の法のごく豊凶に随ひ之を買上賣出し歳の倫
よりて社倉置きたる之を行ふべく萬世民を救ふの利あらんとあり我
朝にても
仲恭天皇の御宇天平宝字年中常平倉と建玉ひ民と救ひ其後絶て沙
汰と聞のび常平倉ありてよりふくも穀の高下にて士民の難義少ふ
一のごく然もば國政に與ふる人を心と用ひ平準る仕方なりたること
あり
一義倉と云ハ隨の文帝の時録事參軍書長孫平と云人開皇三年中上表して在
くに倉と立義倉と名付け民の多貧富に由て每年粟麦幾許と赦て出さ
せ之と聚めく倉に藏め置其処の父老より飢饉のごとき土地の民と救

ふとゝゝり我 朝ゝそも
文武天皇大宝年中義倉を建られ官人以下の知行の内廿分一を出し民家
を分限を應じ穀類を出しこれを義倉ゝ納置民の患難を救ひ玉ひしてゝ
かり先年會津廃正之義倉ゝ等しき政事を行ひしてかり夫へ官の預り
地并ゝ我が領内ゝも毎年救麦を分限ゝ應じ少し充これを出させ社倉ゝ
名付け倉ゝ納め利息を取てこれを隣國へ貸出し凶年飢歳ゝかこれを出し
飢民を救ゝれしてかり

一享保の頃豊後國日田の代官岡田庄太夫と云人支配所ゝ助郷穀と云ゝ
ゝ始めゝる之ゝ義倉の類かり租税の外ゝ米麦粟稗其外雑穀の類を
何ゝそも人の唯義ゝまかせるわざ其分限ゝ随ひこれを聚めて日田の陳
屋元ゝ倉を立これを積置備宜ゝまかせこれを隣國の在町へ年一割の利息ゝて貸分てゝ毎年十二月十五日限りゝ取立
年内ゝ又ゝ貸出し日田銀ゝ唱へ公銀同然の取計ひ方あり之ゝこれを貸し渡
ゝかゝ在ゝる大庄屋奥印城下ゝ町年寄奥印ゝて貸し隣國の諸庶方へも
貸し并ゝ家中ゝも貸ゝとりわけ武家の証文ゝそこれを出さば町人百
姓の証文勿論家宅ゝ田畑ゝ金高相應ゝ書入ゝ取り年ゝ利倍しゝ
毎年助郷穀も集め支配所凶作少分のゝゝ右の銀ゝてこれを償ひ夫
食種貸まかるゝゝる節ハ無利息年賦ゝて貸しゝゝ救ふゝゝあり其後揖斐
氏代官のゝゝも此法ゝ行ひゝゝ後年ゝ至りゝゝ成行しや知らず先
年岡田氏勤役中利償金多分ゝ成り金三千両伺ひの上江戸練御蔵へ納
めし由又享保年中美濃國笠松の郡代辻六郎左エ門支配所ゝて社倉ゝ
似たるゝゝと始め輩ゝこれを行ひゝゝが同人轉役せしゝ付其以来ハ廃絶せ

し由憐むべきことなり又高時領よりて安永の末の頃
よりかりし其法を右の助郷穀よりの外は課役の様あり
てそ分限より随ひ誠よ手一合充の米麦にても其外の雑穀にても豊年
の時差出せてる約をば曽て民の雑義なり又古歳よりの之を出して
窮民を救ひ飢急を凌ぐ一助たりし又享保の比秋田侯三春領分よりも之よ
似たることを行ひし由あり都て諸侯以下家中に至るまで知行の内にて
々究も倉よ積置悪雑を凌ぐべきこと可あるべしと租税の政談よりも之と
云多り云ふべし前くも國くよ社倉義倉よ似たることを行ひ民を救ふと
名とし果ハ領主地頭の有と成て多し然ることを善政よりて却
て悪政の基となれば容易あることなり
一社跡米と云ハ會津侯正之官の預り地并よ我領内の叢祠を毀ち其跡を
田畑等よ開発して村持或ハ望よる者ハ地主と定の土地相應の年貢
を出さん社跡米と名付預り所の分ハ自物と
して野に置民の患難を救ふ勿論神佛の家地あれば除地或ハ見換地
あるべへ何ぞも高外あれそ高よハ組ひ入もべき年々の年貢米多分り成
そ預り所の分ハ官庫へ納め置函年よ夫食種貸等願ひ出るよ応官より
別よ拝借せん右の社跡米を以て之を救ふてよりて水戸黄門光國卿も國
内の淫祠を停止し數多の社を毀ち開発なりしよりて中華よても祭る
ハ祖神よ祭るよ淫祠よ云て厳よ制禁あり唐の代よ淫祠を禁じて三
百箇処の叢祠を毀ちし光國正之の両卿も之よ倣ひ玉ひしよ淫祠よ禁じ
民を救助せんよもしハ家よ有かるべき善政あらんや淫祠よ禁ずるハ聖人
の道あり

一會津侯の預り地にて老幼扶持と云て八十歳以上の民男女ともに一人扶持充給ふ幼稚の者も孤ハ云に及ばず両親ありても極貧窮にて大勢の子共養育成難き者へハ一人扶持充を給ふ仮令八十歳に満ざるも鰥寡孤獨或ハ病身等にて稼成かたき者ハ扶持を給ふ是も則ち社倉米社跡米を以て之を救ひ年々村々を実意に悉く穿鑿ありて先年代官へ引渡したる元来正之卿時代領内老幼の手當ある者へ預り所の分を同じの上領分同様老幼扶持と始めたるを聞引ふくる生子を聞引く云て江戸并に常陸奥方今二國等の在くにも其例今に絶ず大勢出生ありて養育に遍く出産のふえ直ちに殺すをとゞめ會津侯の領内にも老幼扶持ありても厳重に停止せらるゝ実に養育の成難き者へ年數を限り扶持を給ふより是を育つるに依て村々懐姙の女ありてそれへ村役人ども之を改め一人も間引ふくる様に世話致す由実に善政の遺風仰ぐべし

一銭濫觴之事

附本朝鋳銭之始

夫れ銭の濫觴を古今原始るに日女媧氏の時貝幣を鋳る外圓あるを天象どり内方ある地に象る軽重を以て定め天下の有無を通ずる為銅を集て造る是銭の始めあり又馮鑑が積事始ふる銭を帝嚳より起ると云女媧氏と堯との時代大に隔てり何をもて是あるを知らん事物紀原に曰く夏の五年の禁水殷の代七年の旱禹へ歴山に金を取り湯ハ莊山に金を得并に幣を鋳て民を救ふとあり銭と云てハ周の太公に至て始まりと管子に出たり銭と貨幣と云て三種あり金銀銅之あり金銀ハ

大判小判銀銀ノ類し銅を今の銭ありと上古の銭の字泉の字を用ひ銭ハ
世上に通用するて水の地中より湧出流通するてとく世界中と融通する
ものゆへ泉の字と用ひ後世と至り銭の字と書替たりと見へてより然ら
ば今の銅銭のみと限らず金銀の銭も上古も凡て泉と云しあるべし婦童
ノ言葉と銭と仆足と云も上古の泉の意ハ云成べし勿論大判小判銀等ハ末代
て迄も行ハれ故ハ足と云ふ如何ある物と雖ども通用し
のものゆへ上古より其形ありべき物と獣の皮と以て銭と造り通
たるや知るべからず異國と上古皮幣とそ
用し其後金銀銅の銭ありて又銀銭も用ひたりしと経済録と見へたれ共
何れの代のよりや既と女媧氏のとき銅と集めて幣と作りそ
是より以前のときや孔方圓鑑銭譜等と見當らず又國語と周の景王
の時銭の軽きと憂てそ大銭と鋳る径り一寸二分重さ十二銖となりと之

を見そ大銭ハ周の景王より始りたりと見へたり今古銭と玩弄する
者半両五銖大銭貨銭等と取上たるハ
銅と云ふ今の唐金赤銅ありて
る和銭とハ
悪たり唐金の最上と即ち赤銅ありて古代の銭ハ
併し元文以後の日本銭ハ唐銅ありて
又ハ古代の銭の上品
も和漢とも黒て赤銅ありて
るゆへ十二銖ハ半両ありと之と依て
分八重一毛四絲八忽よりそ今本朝
新秤の差ひありて又始皇帝より寛
まあれそ磨滅もなるべし前漢より
も形容厚く大あり五銖ハ前漢の武帝元狩五年と鋳る所ありて
の建元と始まりて寛政六年ゆそ千九百年余と成る又五銖の量目と六分一重

七毛二絲八忽ばかり量目を以て銘とせん始皇より武帝までの年歴八百三十年余高祖より五代の間は半両を用ひしより大泉五十西漢の末新室王莽共居攝二年に鋳造し貨銭は同代天鳳元年の鋳造あり其後東漢魏晋宋有梁陳隋までを凡そ五百七十年余代々鋳銭ありと雖も大小軽重ばかりにて皆五銖を以て銘文とせん又隋の開皇元年より五銖を鋳るまでを前漢の文帝より七百五十年の間鋳たる銭を古文銭と古て珍貨とせん就中秦の半両を宝貨の上品あり偶本朝に存在せりといへども甚だ稀あり周以前の銭を尚更珍奇なるものへ孔方図鑒銭譜等にも載せざるあり如何あるや又上古の銭は鳥布と云て鳥の形に等しく肩より下に篆書にて鳥布と云銘あり肩と覚しき所より糸を串き用ひたる由上品の唐金にて鋳たり所持の人ありて見當たらずと雖も何世の代の銘と云ことを知らず又古書にも見當らざれば何世を唐虞三代の内の銘と見へ秦の半両の形質重目の如くなるまでを周より后の銭よりは此事地方落穂集にもなりて召此の如く鳥の形に似たる銭を神功皇后三韓御征罰の節彼土にて得たりと云説を載たり然るでも右は記しずく今所持したる人の鳥布と符合されば上古ありたる銭と見へ又隋の文帝の代に鋳たる五銖の後唐の高祖武徳四年に鋳たる開元通宝より以後の銭を平銭と云武徳より寛政六寅年までを年歴千百七十年余に成る又銭の丈に年号を鋳るてふ後魏の孝文帝大和十九年より始る夫より以前を時の儒者に命じ文字の宜きを撰んで銘文とし献書をしそこを書しむ開元通宝は平銭の権初にして和漢事始に唐會要を

引て曰武徳四年七月十日開元通宝の銭を行ふ是より通宝を以て銭の文とせん又譚賓録に武徳の初開元通宝の銭を鋳る其始めて鋳鎔を奉る日文徳皇后一爪甲の痕を指を因て又改めんと云ふ世俗高宗皇帝の開元中の開通元宝と称すべきあり銭の銘又び其文字も欧陽詢の書ける処俗ゟ之を開元通宝と云へども高宗の開元中ゟ鋳るよりくだと記せり然るども通鑑綱目ゟ唐の高祖武徳四年唐始めて開元通宝の銭を行ふとなり孔方図鑒ゟも開元通宝と記せり近来山田氏の著したる権量攷記ゟ古書を挙て記を条下ゟ武徳ゟ鋳たる処の開元通宝を脊ゟ甲痕ありと重さ八分五厘五毛武徳中高祖始めて之を鋳夫より三百年の間鋳冶絶えざれ何ぞも多く開元通宝の文を以てを是を以て其銭弥ゝ多しかりき手りてゟ京洛柱楊等の文字を一字充鋳其厚薄軽重同しうくだ銅の性も亦そうり脊ゟ甲痕ありと以て上品ゝ云ふ尤も唐三世高祖帝乾封元年乾封泉宝と鋳南宗帝乾元元年乾元重宝を同二年ゟ重輪の乾元を鋳代宗帝の大暦四年大暦元宝と鋳ること音く行ふ処開元銭を以てゝ唐六典ゟ曰皇朝武徳中悉く五銖を除きて開通元宝と鋳ること唐書ゟ出ぬ通鑑綱目ゟも開元通宝と記し唐書ゟ是ゟ開通元宝と云ふ名を此讀方是ふんの然るども開元通宝と諸書ゟ出ぬ通鑑綱目ゟも開元通宝と記し唐書ゟ要ずるゟ銭文ゟ通宝の唱方り開元ゟ始ることり世人ゟ開元銭と覚へ居ぬ開元通宝と唱ふる方可ふんや知ぬべ和漢事始ゟも是非之分ぬ玄宗の始の年号ゟ開元たるゆへ文字の合しを以て世俗玄宗の代ゟ

始めて鋳たること覚へしあるべし今ある処の開元錢の量目を量りしは八分五厘六毛より九分五六厘までなり代こ鋳たる錢追こ日本へ渡りしと見へ開元錢い世上ま多し去ればく皆ま帝痕ありて稀あり又錢の文ま草字を用ゐるま朱の太宗皇帝淳化元年淳化元宝の錢を鋳る太宗寛翰ありて書玉ひしより始めて書玉ひしと侯清録ま見へたり宋朝以前の錢ら兼隷八分真ま草書ありて書し古錢と云ふるて漢土ま六朝の比より始り梁の顧煩始めて錢書と著いし和漢とも古錢と愛ふる人多し錢い万代不朽の宝ありて古錢を携ふる人ま長寿を保ち狐狸妖怪も近付て能いべと錢神論ま出たり朽ざるを寿ま象どり実ま古錢い尊信ふべきものあり周の景王の宝貨ま古錢ま及び今ま存せり始皇の半両ま二十年余ま及び和銭ま和銅開珍ま千八十年ま古の形りて存在ぜば万代も形変らで実ま錢い不朽の尊貨あり

一本朝鋳錢の始りハ人皇四十代天武天皇白鳳十二癸未年四月銀錢と止て銅錢を用ゐ又其後銀錢を用ひしと日本記ま出て銀錢と作りしとい見へざれども安ざるま白鳳三年對馬國ま初めて白銀出たるとき銀錢を鋳たりと見へたり上古い大判小判一歩判の事あるべし砂金を用ひ或い金銀も錢の形ま作りて價を定め行ひたるなるべし人皇四十一代持統天皇八年甲午春二月二日真弓大宅朝臣麿勅大貳葦忌寸八島黄文連本実ま以て鋳銭司ま拝せしめ始めて人皇二十四代

顯宗天皇三年稻一斛を銀錢一文に替ると日本記に出でゝ錢と貿ると
して見えたり其上
天武天皇の御宇より專ら我朝にも始めて白銀出でゝ
顯宗天皇の頃の銀錢は漢土より渡りしものならん續日本紀に人皇四
十二代
文武天皇三己丑年鑄錢司と置き直大肆中原朝臣意美麻呂を以て長官と
なし始めて本朝にて鑄錢始りしと見えたり又四十三代
天武持統文武の三朝の心より始りしにや
元明天皇の元年戊申正月十一日武藏國秩父郡より和銅を獻ず是日本
銅の出たる始めあり依て年号を和銅と改元ありて鑄錢司を置かれし
月近江國より今一つ和銅開珍と銘文と鑄る同八月初
て銅錢と行ふ是本朝銅錢を行ふの始めなりと續日本紀に出たり此時
始めて出たるなるべ
天武天皇の御宇銀錢と止て銅錢を用ひらるゝと云へ不審とまり併し
上古を漢土との通商自在なれば外國より渡りたる銅を以て鑄たるな
や今和錢の形の殘りたるへ和銅開珍と始めとす
天武の朝の銅錢へ如何ある制りなる古今錢譜等も見えず文徃古より日本
錢唐土へ渡りしと見へ三才圖會に和錢六品を載たり
和銅開珍　元明天皇和銅元年之と鑄る千八十七年
萬年通宝　成る寛政六寅年まで仲恭天皇天平宝字四年之と鑄る
神功開宝　称徳天皇天平神護元年之と鑄る
隆平永宝　桓武天皇延暦十五年之と鑄る

ざる珍貨ゆゑ今本朝より存ずるもの少く別て和銅開珍方年通宝の銭ほど
を至て稀なり此外の古銭開基勝宝太平元宝長平永宝等ハ天平宝字ヒ
の銭よりそれよりき珍貨をまぢ鋳出少きゆへ今曽て希し
村上天皇天徳年中鋳銭司ハ廃し後天正年中まで凡そ六百年の間世の中兵
乱のゑ多く鋳銭の沙汰もあく只異國へ金銀を以て
交易して通用をゑ依て唐朝の開元銭多く渡り其後宋元の銭弥〻多
く来り又明の大祖洪武通宝并ニ二世成祖帝の永楽通宝近代あれど殊
更渡りしゆへ本朝にて鋳銭ふくれどもゑしこうべ数百年此の如し
て遥世隔り武家の沙汰としてハ豊臣時代文禄通宝天正通宝銭を鋳られ
其後徳川祖宗のとき慶長通宝元和通宝を鋳させるると云とも文禄以
来の銭を員数少く海内の通用普ねからず其後猥に異國の通商を停止

延喜通宝　醍醐天皇延喜七年之を鋳る
乾元大宝　村上天皇天徳二年之を鋳る
右六品ハ漢土へ渡り通用したると見えそうろう此外ニ
富寿神宝　嵯峨天皇弘仁九年之を鋳る
承和昌宝　仁明天皇承和二年之を鋳る
長年大宝　同嘉祥元年之を鋳る
饒益神宝　清和天皇貞観元年之を鋳る
貞観永宝　同十二年之を鋳る
寛平大宝　宇多天皇寛平二年之を鋳る
右六品漢土へ渡らざると見へ三才図會ニ洩るることりへどもハ以上十二品
の銭を銅性製法も宜しく文字ハ散書を撰んで書し唐宋の銭より劣ら

ぜらるゝゆへ外國の銭渡るに絶て弥〻しく成たるゆへ寛永十三酉
年唐金を以て多〻の鋳銭つかう寛永通宝と以て銘文とし径り六分五厘
重さ一匁二分つかう之を寛永の新銭と唱へ悉く多く吹出せり之れ古代
より在来る異國銭と劣らぬ銅性も宜く古銭と相交えて行はる其後寛
文の比清朝世宗帝康熙元年真鍮銭を鋳る康熙通宝と云此銭又多分に
渡り今通用銭と交り行ふ年数百三十年余になる其後中華より銭の来
るとなし扨亦文銭の起りを唐金を以て鋳立たる釈迦の像十六丈の大
佛南都より往古よりつたはるといへども平安城にあらず付天正七年豊
臣秀吉銘めて京都方廣寺に建立したる処慶長七年焼失に依て同十五
年秀頼再建ありて諸人偶仰つかう然まても影しき唐金の空く無用に属
するを厭ひ寛文四甲辰年執政松平伊豆守信綱命を受て平安の佛像を
潰し銭に鋳立らき形容程うとも寛永の新銭に等しく銘文の寛永通宝
とし裏に文の字の印つかう之を文銭と云ひ銅性寛永の新銭に勝り小く
て薄きゆへ量目も九分あり近代の私銭の内にては尤も実十ゝ〻其後
大佛を木像りて造立つかう諸人の偶仰昔しに替らざれば銅佛にても木
佛にても利益の替りなきを見ゆるゆへ世界の宝たる唐金を影しく佛像
よりて空しく費し置て実に惜むべきの甚しきあり然るに銭に鋳て世
界を普ねく融通し今百三十年に及んで海内に充たるに実に信綱の
功勲云計りなし執政たる人を斯く卓哉の行ひ有たきものなり佛の教
生滅度の心をおこし堂内に空しく立玉ふよりは諸人と助け国益を増し
万人の重宝とするに如ず漢土にても晩唐の武宗
帝會昌五年佛像を破して銭に鋳世界に通用し諸人の恵みとなし玉ひ

して鋳り其後元禄の末より亦東都にて新銭を鋳ること
勘定奉行萩原近江守重要之と奉行して銅と雑物を交へ銭の形寛永の
新銭より小薄くそ位甚だ劣るより寛永寛文の銭と同量目大さは軽し銘
文も寛永通宝と記せど又宝永五戊子年新と大銭と鋳らる円径一寸五分
表面も宝永通宝玉書にて永久世用と云へ小銭と並び行るゝといへども
も様令せ〳〵ゝといへども民服せざれば終に通用あらず仍て此大
銭を廃せ〳〵ゝ正徳五乙未新銭と鋳らる形容銘文ともに寛永通宝同然た
るべき旨命ぜ〳〵ゝといへども銅性頗る劣りとも宝永の新銭は
其格別勝りとの享保年中又新銭と鋳らる正徳銭と同品あり此比金一両
に銭四貫文を定められ通行い四貫八百文より五貫文に

至る其以後元文四乙未年初めて鉄銭と鋳らる銅に鉄の雑物を交て之
を鋳る形甚だ小薄くして背に元の字ばかり銭の性銅の黒みたるものに
て形質至て賤し量目五分ばかり其以前佐州にても鋳銭ばかり之を
裏に佐の字の印ばかり元文の鉄銭より径りも少し大きく銅性も少しそ
宝し又利州足尾銅山にても鋳銭ばかり背に足の字と記せ何れも銘文い
寛永通宝と東都の鉄銭と同品あり寛永寛文正徳享保の外にも鋳銭
ばかりにて寛永通宝の銭の内にも形小薄にして銅性悪く或は径り
の大小銅色も違ひ量目等の違ひもありて銭数品にして裏に長の字小
の字の文字ばかりある銭もあり何も
く目を同ふして語りがたし元文の銭い尚又賤し元文以後延享より
二朋までの間数十年の内江戸深川銭座并に大坂にて鍋地鉄の銭

を年々吹出し之を以て銭と為す金銅を少しも入まじく鍋釜より外の鋳造し磨きを掛くべき文字も甚書と撰むと云ふ位なるゆゑ只銭の形ばかりの位次第に賤く成行き古への銭より吃と雲泥の差ひよしや貨と云べきものにあらざれば併し寛永寛文の真銭又は開元洪武永楽等の上品とそも今のぜく銭とそも一銭は一銭よりあるとそ通用に障りなきわざなれば割と開出費とそ多し第一銭は万代不朽の貨幣とて周の泰漢の銭等は二千年より又今より存在唐の開元通宝は欧陽詢が筆跡北宋の淳化元宝は太宗帝の宸翰大観通宝の銘は徽宗皇帝の御筆なり銭は世界の至宝なれば昔しの高貴の人又は能書と撰んで書たり右も記せるごく和銭も古へそ銅性勝れ之銘文も時の公卿能書の誉ある人之を書し数品漢土へも渡り彼国より於ても尊ぶたり若し今の銭渡りお貸の位ありたらば異国へ対し残念ある事ぞあり明和五戊子年勘定奉行松平伊豆守奉行として鋳銭方より之を四文銭として真鋳を以て鋳立候ひ八分背に青海波の文ありて外より裏文の波も一筋減し三筋と成り径も悪く小満よりあり真鋳の性も劣りくして七分五厘目方も一匁三分ありて裏文の波初鋳立たる波も四筋の四文銭も今一向ふく定まて追く銭坐の方へ集り今の小薄軽目と吹替たる成べし当時の鋳銭人請負人ありて商売の為と吹出せるわざ請負人の私として量目も軽く形容も小薄と改めしある故又之を奉行の差図を以て家初鋳たるときは平銭四文の替りと成りどの価ありて之を行ひ世上通用滞りなく比と至り真鍮と交物として性とも落し量目も減して四文ほどなるとも左とわざ一旦万民を欺きたるとも当座ばかりや奉行の

下知なるまゝ然るべき請負人どもの私として海内通用の貨幣と軽んずるに不届の至此上ふし其筋の役人急度糺しもあるべきことなり如何の訳ぞ四文の通用なる四文銭最初吹出しの比の量目と替りたるや不審てまゐり元も四文銭ハ田舎すでも通用滞りなく近来ハ吹止そう放たり先年水戸城下よりおゐて寛永通宝の銭と鋳たり近来天明四庚辰年松平陸奥守領分中通用のため願ふ由て鋳銭なり形容おゐて角ばって仙臺通宝の銘文なり領内計りの通用ばかりて他國の通用と堅く禁せらるゝなり之も則ち悪銭あり

一日本銭ハ繪銭とて大黒銭秀子銭駒引銭念佛銭題目銭福寿銭数尽しなどの名あり其外種々の繪銭なりて今偶蔵せる人なり何ぞの代ハ鋳たりしやも通用銭ハいまだ見えざる鋳沿ども戚ありて鋳たるものゝ

や其訳を知るべく併し駒引銭ハ中古平銭十文の間ハ一文充場ハ入ま、通用したるとの説なれども猶うるある正説と知らず駒引一文ハ平銭十文ハ替る

改正補訂地方凡例録巻之十下

高崎　大石久敬士恭　著

一永樂錢之事

附九六錢発り并ニ錢と鳥目と云事

錢と何匹と唱ふる発りの事

明朝の永樂錢関東に多きを訝り中古治乱記に曰く應永十年八月二日未の刻より大風吹起り堂社民屋悉く倒汝れ翌三日巳の刻に至り漸く風靜まりたり其申の刻に唐船一艘相州三崎浦に漂着して其ところ鎌倉の管領足利左兵衛督滿兼下知として印東二郎左衛門貞次秩原弥五郎登守景宗二浦備前守義高と奉行として詮議ありけるに惡風に由て漂着の

改正補訂地方凡例録巻之十上畢

久二年戊年文久永宝の錢と鋳る初め寛永通宝の四文錢と同じく四文の通用ありしが後は一枚八文或は十六文の通用とあり之も明治五年より一枚十五文の通用と成目方一枚一匁三分の物なり或は一匁の物もあり一様ならず又嘉永年中深川銀座にて四文の銭を鋳初め真鍮錢同様の通用ありしも明治五年より此錢八枚を以て十文一枚は付二文二分五厘の通用と成同嘉永度武州小菅にて一文のぞく錢を鋳昱も明治五年より十六枚を以て十文一枚六分の通用と成なり四文のぞく錢一枚目方五分一文同目方二分五厘なり此両品を共に鍋鉄の惡錢ゆえ俗に之を鍋錢と云

由ㇾ付船中の雜物と点検するに唐金の永樂錢數千貫文と積そろ則ち船を抑留し使者を京都へ上せ將軍義滿へ訴へしかば関東着岸の上、納莫大得多ゝべしとの命ㇾ付船中の財宝殘らず止め其代りとして品々を遣はし船を返唐せり其後滿兵評議ありて若干の永樂錢を徒らに費すべきにあらずと法を定めて之を用ゐ其後遂ㇾ年を經て天文十九年の頃関東の諸民鑞と云惡錢を鑄出し永樂錢ㇾ交へて同ㇾ直段ㇾ用ひしかば賣買の輩市中ゝて彼惡錢と論じ鬪爭止む時なく喧ましく煩るㇾ天文の末北条氏康関東八州を従へ諸士惡く其下知を受たり其時氏康云ふ島目を品々なるまゝにても其位永樂錢ㇾ多ふ用ゐし由て自今関東ゝ永樂錢を用ひ他錢を禁ずべし一ㇾ錢の善惡を同くㇾ語べからず第一ㇾ民の鬪爭を止め三ㇾ賣買の障りを除くㇾ為ふるとて家臣山角信濃守定勝前守貞康ㇾ命じて庄鄉村里の辻々ゝ右の趣を書ける札を建々るㇾ由り自然と他錢い廢り土方のそ上り永樂計り関東ゝ止る此時ㇾ古來在來る錢幷ㇾ交へ用ひし鑞と京錢と云其後天正十八年秀吉公北条氏ㇾ亡ぼし日本一統の上関東八州ㇾ徳川氏の封ㇾ云ㇾ其後関ヶ原戰爭の后慶長八年徳川祖宗將軍の宣下ありて同九年正月ㇾ惡く永樂錢ㇾ用ゐ惡錢ㇾ一向鑞と乘るまゝならざるに他錢四錢ㇾ以て永樂一錢の代りとすべしとの命ありしが其后又高民の難儀ㇾ云々の由ㇾ付同十一年十二月八日大久保相摸守本多佐渡守ㇾ命じて永樂錢と停止し鑞ばかりㇾ用ゆべしと江戸諸日本橋へ高札ㇾ立らるゝㇾ此節天正文祿慶長の鑄錢世ㇾ行るゝㇾ由り其後ハ永樂も諸錢と脊しく一致ㇾしそ用ひしそ見つゝㇾ永樂錢

永樂錢ハ今關東ニハ多く余國ニハ
少ク
但し右應永十八年八月二日唐船漂着し永樂錢數千貫積來りしと
云本文の通り諸書ニ出其外里人談ニも見へ又代官小宮山杢之進ガ
著しける田園類説ニも同樣ニ記しといへども永樂錢ハ明の二世成
宗皇帝永樂九年ニ鑄造せしものなりそ我朝の應永十八辛卯年ニ當
リ又足利義持ヘ訴へしと云年歴と合せバ不審ニてあり若し應永二十
年八月二日あるを旧記ニ十年と書誤りたるも知るべからず尚紀
考ス

一九六錢の起りハ和漢事始ニ錢九十六文を百文とするニて本朝古へ其沙
汰ふし漢土よりそも其代くニ随て錢の目を改きて百文とするニて我
國もそも足利時代天文の頃鎌倉の管領上杉憲政の老臣長尾某委く其
事を立てしより始りしと云長尾云敵兵吾國ニ入るニおよんで町人地下人
逃散て其処ニ居るもの少なく物と買ふべき様ふし無ニより之を取
鎮めて世の中穏ニなり豊ニなるニ從ひ代物ハ買ニくる物の故ニ豊ニなる
世ニよる必らず關道ニて長久の政あればニ百文の錢を四文充ニ用
ゆるニて然るべし其上錢と遣ニも偶の數ニ奇數ニあり九十六文あれバ
端も欠ニ出ニ安ク九十六文ニ以て百文とし九百六十文と一貫文と極た
るニて田園類説ニも上杉の家臣領分へ商人入込領分の錢を他國へ
特行き百文の内ニ四文充省きて渡せし由と記せり又一説ニハ信玄の

家臣無算の人の為に始めると云ひ又百文を目抜きして用ゐて漢土より元を世俗は云仕掛相場と云様なるものにて百文より元を直段ゼニ物と九十六文にて拂ひたるものなり上杉の臣九十六文を以て百文とし信玄の臣又此説を始めたると云ふ後人附會の説なるべし既に寛永新銭の頃より筆数の為に九六は成たるべしと小宮山氏の説ふ勿論諸國一統のことにてもあく上方関東のごとく東國北國西國筋田舎は多分調百を用ひ奥州も白川領より東を調百なり北國も越後高田の城下より北を調百九州も肥前長崎市中并に豊後日向代官所許りにて九六其外はもつぱら調百なり或る説に慶長の比永楽銭と鐚四文の通用を命せられしより永楽と他銭と交易をするは永楽銭百文と鐚四百文と取替るときは永楽銭百文の内一銭充其家の口銭を除きて渡したる由其遺風銭より移り百文の内永楽一銭の價四文を除き九十六文を以て百文の勘定を通用とする説もなり今遠國は九六を用ひ調百たるを見てこの論止説あるべし又端銭勘定も不尽出ざるごとくなる為九十六文を以て百文と立たりと云も宜あり小宮山氏の寛文の頃より始りたるあるべしと云て慥の成証拠もあく是以て推量の説ふり地方落穂集る時代を知るべし百文の銭を三六八十二、十六廿四ある割ごとに何ぞ不尽の出るものあるこれを九十六文ぞと割ざれば不尽あく通用自在ふるを以て九十六文は極めたりと又天地の数盈ては欠る道理ぞにて物の満るを嫌ふてあん四文を除き帝九十六文を百と立たりふぐ異説區々にて其発端詳のあくぐれども処算勘の為は九六ぞしたる方可ふらん狭漢土にてそを承の武帝のごとく破嶺より東の方を銭八十文

を以て百とし之を東銭と名付け江郡より上の方を七十文を以て百とし之を西銭と云ふ京師を九十文を以て百とし之を長銭と名付く唐の昭帝の元鳳京師を八百五十文を壹貫文とし河南府を八百文を壹貫文とし又後漢の隠帝の乾祐三司使王章官銭を出す毎貫七十五銭を百とし之を省百と云ふ此法五代の漢より始まると筆誌に出たり又漢事始により然るに八百文の数を調百にせず貫数を減ぜずして漢土より起り本朝も其風移りたる者歟べし

一銭と鳥目と云発りは上古鳥の形ある銭より其目と覚しき処を糸を貫き用ひたり此銭我國へ渡りたる代は當り而て漢土にて殷の箕子殷亡ぶる神功皇后摂政の御時彼土漢の代の銭なり

後周の武王殷の箕子を今の朝鮮の封じたるとて人民財を朝鮮へ齎し行しことより其時殷の銭と持渡り漢の末までも彼國に傳りたりしと

皇后将来り給ふと見へたり古銭の書よりも見へたり尚又

の代は用ひたる者にや古銭の書よりも記したる鳥の形の銭は何れ

皇后三韓より得玉ふと云ふ國史にも見當らず左もあれば出処不知

勿論鳥の形にて鳥布と云銘を篆字にて書たる銭は上古の銭の由云る

人形を更にもあらず云ふ孔子の形容鳥の目に似たる由古来名付たるにて形ち

ゆゑよしき様に思ふるまゝ前条の趣正しき出所ありて又

銭百文を十匹と云ふは古へ駒曳銭通用のとき一銭と鐚十銭の代へ且

鐚十文充の境目より駒曳一銭と入る鐚百文より駒曳十銭と加へて一筋よ

二百文充あり駄引たるゆへ百文を十匹壹貫文と一匹と云ひ銭百文ない駄賃十銭なるゆへ百文を十匹壹貫文と云て落穂集に出たり

但し本文にいふ仕掛遣ひと云ふは仮令ば物を買取るとき上方へ銀遣ひあれば金子を以て拂ふときは金の時相場六十壹文あれば金二両一分拂ふべき処を仕掛とて壹両と六十二文の相場にて拂ふゆへ二両一分二朱と銀五匁二分五厘拂へば壹両と壹文充の仕掛にて二匁二分五厘を買方の徳の様成ものあり銭にて拂ふ時は銭壹貫文の相場仮令ば銀十三匁五分の処十四匁ほどにて銭拂ひとすれば五分の仕掛あり銀にて拂ふときは銀へ秤にて掛け相場あるものへ仕掛拂ひあれば依て物を買ふとき仕掛ふし正銀拂ふをる由を断置て直段を極るとき

あり江戸辺にてどうそ七銭ほどにて物を買ひ金にて渡し釣を取る処二朱ほ付七百十二文の時相場ある処差引て付七百十六文にて請取勘定出ることあり相場より直段を取下げ則四文の仕掛にあるあり

一永発りの事

永と云ふ形ちあく金の異名の様あるゆへ然るどころ諸國とも金の異名と永と云ふ唱ふるは勢州より東の方の料所にその名よりて勘定所へ出す書付諸帳面等ま用ふる名あり町人百姓などの内証の取扱ひにて永と云ふ書ものは金何両何分何匁どこの銭幾許くとう書私領にて金銀銭にて書くとても永にて書くとも私領たりとも割村郷帳にて永にて書ときは永と書くあり又官府へ差出す書物に多分永と書くあり又料所ゆへ近江國より西上方中國四國西國にて永と云名目あり

年貢其外とも凡て銀何匁〳〵と書て銀勘定あり又永と云名目々々古代々曽てなかりそを足利時代明朝の永楽銭日本へ渡り前条は記せるごとく應永年中永楽銭多分関東へ漂着し関東一円は永楽銭通用あり処唐金の性其頃の他銭とは按摩して勝れる日本にて鋳たる銭と日と同じくそ語るべきものよりして依て慶長年中永楽一銭は鐚四文の代りは通用せるべき旨を命ぜられ其頃年貢は救納めの時分は村田の年貢は救納めの畑の年貢は小判歩判の通用なきを以て民間はいまだ永楽銭を以て納めたり若し他銭にて納めたりをば永楽一貫文の代りは四貫文と納めたり其後歩判小判等追〳〵吹出し民間通用自在ある時節は至り両替金一両に永楽一貫文に替る當時の両替は時の相場によりそ引替るごとく其頃は金一両は永楽一貫文を以て定直段となり夫より何時となく〳〵金の異名の様に成り永楽と云を略して永と計り唱ふる様に成たり料所は永勘定に致せは算法の仕易き為あり金にそまぎらわざれば金何百何十何両何分銀何匁何分何里何毛と一分より下を銀にそ付け夫より又相場の銭と付け三ロは勘定とぞ致さざるをあり猶ぐも永にそ何百何十何貫何百何十何文何分何里と一ロにそ済し二百五十文より下の端永を時の相場の銭を付る迫あり又金に相場ありをば上方より西國の銀遣ひの所計りにして関東は凡て銀六十匁と金壹両の定直段にして公納其外商家の取遣も金には相場ありて銭にのみ相場のなきごとくに銭にのみ定直段ありて然もたび〳〵永と云名目々々時〳〵の相場ありて銀にても買ふものゝ定直段あり然もたび〳〵永と云名目々々足利時代より起り永高始りて金公納の諸勘定にても金と書べきを

永何程と書き用ゐ慶長年中壹歩小判あごの通用始りてより以後のことくそ慶長と永の始とくに又家初々永楽銭何程と云ふ略語ならくそ永と計り書しあれども中頃より勘定の為の壹文の下は何分何厘何毛迄付る様に成しと関の當時を永楽廃り銭同様に成たまでも其名を残りなり

一永法説集に曰金壹両に銀六十匁替と云ふ中古算数の上りて仅今ぞ金壹両と成るを壹両を壹貫文と名付たる根元あり此の如き法と立る所以を上方西國筋を凡て銀勘定の内へ一筋りそ済ども関東へ金勘定の内へ百何十何両何分銀何匁何分何厘と一筋りある故しくしそ之を永なまれば何貫何百何十何文何分何厘と一筋りある故

永と云ふことを立たりより小宮山氏の評に凡て其物ありて其数ありて金銀ありてこそ相場もあるべし今の金銀へ慶長以後より始りし永の名目起りし迄ハ一分小判丁銀もあらざれば金壹両と銀六十匁と立夫を除きて一と成るべく永壹貫文と立しと云ふ無謂の説あり永の始りくん今の壹歩小判等の始よりも以前足利時代永楽銭日本へ渡り唐金の性宜しきゆへ永楽一銭を鐚四銭と代へ其後慶長の至りて小判歩判等民間に通用始りし処金壹両を永楽銭にそ換へたるゆへ永楽の永を取て勘定の仕易きゆへ永楽銭にそ重毛迄勘定に立るとそ成りしと云説をむも宜あり永法集説に云如くふるくば関東のこそ永と用ゐべきに謂をふし上方西國を銀遣ひとそ云ども壹歩小判等もありて通用し金勘定のものをば海内ともべて永と用ゐ

べきさたあるは関東のそれに限りたるをもて永楽銭の通用始りしより起りしこと聞より言ひ妖なぞ

一分限扶持之事

附扶持米二合半始之事

代官并手代出役扶持諸入用定之事

代官陣屋引越入用定法之事

一扶持方之割

七十俵より九十俵迄　五人扶持

百石より百四十石迄　七人扶持

百五十石より二百四十石迄　十人扶持

二百五十石より二百九十石迄　十一人扶持

十二人扶持

是より以上五十石ゝ付一人扶持充増ス

廿二人扶持

廿三人扶持

三百石

是より以上百石ゝ付一人扶持充増ス

四十五人扶持

四十六人半扶持

八百石

九百石

是より以上百石ゝ付一人半扶持充増ス

五十二人半扶持

三千石

三千百石

是より以上一万石まで百石ゝ付一人扶持充増ス

六十人扶持

三千五百石

四千石

七十五人扶持

五千石

一万石

是より千万石まで一万石ゟ弁百五十人扶持宛増ル

右の通旅行扶持方を定められ上洛其外ニも分限高ニ應じて之を給ハる尤も万石以下の者関を越ゆる時ハ一倍関の内ニ成ル処々廿五里外々一倍関内并ニ廿五里内々五割増方石以上々関所の有所并ニ道法の遠近ニ拘らず五割増京都大坂伏見長崎番々方石以下々知行高の倍方石以上を五割増駿河番々方石以上々廿五割増の定法あり

一今一人扶持一度玄米二合五勺ゟ定り有るゟ寛永年中松平伊豆守信綱政務のゟ之工夫を以て二合半の定法始まる一説ニハ豊臣時代ゟ始めしと云説もあれども政談ゟも信綱始めしと云ふを定説あるべし又軍中籠城等の兵粮々一昼夜一人三勺充の法の由あり

一城地郷村引渡し或ハ論所大検使朝鮮人来聘日光法會の賄掛り普請掛り等ハ何品ニよらず凡て代官自分支配所外の用ニて旅行の節の人用左の通り

一代官々分限高ニて渡ゟ関所ゟ越ざるゟ之ハ五割増し関所ゟ越るゟ之ハ一倍増関所ゟ之処廿五里内々五割増廿五里外ハ一倍増荷ゟも江戸ニて出立の日ゟ帰着の日ゟ迄ニ有ル

一宿代一箇月銀三枚充

一筆墨紙蝋燭代

但し筆ハ一双ニ付二對物墨ハ一双ニ付三挺形蝋燭ハ廿双掛入用高ハ勤日数又用の品ニ應じ吟味の上之を定ル

一手代一人ニ付三人扶持
一足軽一人ニ付一人半扶持
　但し割増の儀ハ代官の扶持方と同じ
一城の引渡し大検使等ハ手代二人書役一人ニ限り若し手細ニして多人数を引連るときハ其訳を前ニ申立検見以後の出立あるべし五十俵
月割の雇手代一人相立朝鮮人来聘日光法會其外臨時の用向ニて手代大勢入用のときハ人数を極て伺ふべし尤雇手代も一人ニ付々限りの事ニ應し人数を極て之を伺ふべし

一手代書役足軽小者迄定法の木銭
　手代書役用人役一人ニ付
　足軽小者中間
　一泊三十五文　昼十七文
　一泊十七文　昼八文

一代官旅行の節朱印を給るときハ本馬六匹内二匹ハ人足四人ニ付へ長持一棹人足四人と給り又朱印給らざる時ハ賃人馬を給るときハ本馬五匹長持人足四人支配所内通行の外往還ハ賃銭ニて又支配所内通行ハ人馬とも無賃ニて村ニより差出ざる定法あり
一手代一人ニ付本馬一匹書役一人軽尻一匹又足軽ハ前ニ乗る軽尻渡ニ乗る処近年改正ありて止たり
一大検使又ハ普請等の筆取一人賃銀二匁充又繪図引用あるときハ右ニ銀四匁充の積りニて渡ニ繪図の粗密ニ由て一日幾枚書と云ことハ其繪図ニ差出したる上勘定所吟味ニて日数と極るときハ
一代官陣屋引越其外陣屋ニ人分用ニて出府ニ付の節の人用道中往還の

日数を調べ代官々々限扶持と渡人引連人数を左の如し

一手代一人　一書役一人
一侍三人　一足軽一人
一中間五人　一陸尺四人

右之外道中木銭米代と渡人

一本馬五匹　一公用長持人足四人
一手代一人本馬一匹　一書役一人軽尻一匹

右の通り人馬賃銭支配所の外何程ゆゑを給るあり

一陣屋引越の節代官の家族并手代書役別段引越を所の人数家族の内より出し別段人用と定め代官と共も其道中人用々代官の諸入用又ハ場処替等ハ引越と云ハ手當

尤も新たに代官と命ぜらるゝ

と給るゝ或ハ年賦拝借等を命ぜらるゝあり

但し代官処場処替家寄替等の節ハ前々ゟ上方関東とも郷村引渡したる日迄の諸入用を給ゟ受取る方より受取たる月ゟ渡したる処方今ハ関東々々郷村引渡したる月ゟ先二箇月分の諸入用元高の通り給ゟ上方ゟ中國西國筋ハ四箇月分を給ゟ勿論不首尾等ゟて役を免ぜらるゝ筋等ハ代官へも右の例ゟ

以只郷村引渡しの分を給ゟる迄ゟ受取方ハ前々の通ゟ上方関東ハ郷村ゟ受取たる月ゟ諸入用を給ゟるゝ迄ゟ右の如く寛政五丑年ゟ改正ゟありたり

一手代以用ゟ旅行の節ハ扶持方其外入用とも右ゟ准ぜ尤も論所其外品ゟ寄ての麁小者一人出立ゟ帰着ゟで一日賃銀百三十二文充

の日割を以て渡し川越等の処々川越賃(カハゴエチン)ハ官費(クハンピ)を立る又公用先(コウヨウサキ)より飛脚(ヒキヤク)を以て伺(ウカガ)ひ越(コ)すべき用事(ヨウジ)有(アル)ときハ一里八十文充の積(ツモ)りの賃銭(チンセン)を給(タマ)ふことあり

一代官幷(ダイクワンナラビ)手代支配所用向(ショヨウムキ)ニ付(ツイ)そハ扶持方(フチカタ)木銭筆墨紙蠟燭(キセンフデスミカミロウソク)其外人馬賃銭(ニンバチンセン)ハ別(ベツ)に官費(クハンピ)ハ立(タテ)ず定式諸入用(ジヤウシキショニフヨウ)の内(ウチ)を以て勤(ツト)むれも検見(ケンミ)入用(ニフヨウ)ハ支配高(シハイダカ)の多少(タセウ)に拘(カカ)らず金五十両充(ゴジフリヤウヅツ)定式諸入用(ジヤウシキショニフヨウ)の籠(コモ)りそ別段(ベツダン)に立(タテ)ることあり

一民間金銀通用始之事

附金銀本朝出始之事　佐渡金山始之事

信長金幷(ノブナガキンナラビ)に甲金但馬南鐐之事　金銀吹始之事

金百匹(キンヒヤクヒキ)と唱(トナ)る起之事　金銀坐始幷(ザハジメナラビ)に包金之事

金銀札通用之事

本朝金銀通用(ツウヨウ)の事(コト)ハ於(オイ)てハ往古(ワウコ)如何(イカ)ある制(セイ)にて用(モチヒ)たりしや舊記(キウキ)に詳(ツマビラ)ならず中古(チウコ)以来(イライ)ハ砂金(サキン)を用(モチヒ)ひ又(マタ)碁金(ゴキン)となりて鏨(タガネ)を以て金(キン)を切(キリ)遣(ツカ)ひたる由(ヨシ)史銀(シギン)を用(モチヒ)ることも何(イツ)の代(ヨ)より始(ハジ)まるや知(シ)れず今(イマ)の制(セイ)の小判歩判(コバンブバン)を慶長元丙申年(ケイチヤウガンヘイシンネン)始(ハジメ)あそ小判歩判(コバンブバン)を制(セイ)しそもそも未(イマ)だ其(ソノ)比(コロ)々民間(ミンカン)を行渡(ユキワタ)らず自由(ジユウ)ならざる処(トコロ)慶長年中(ケイチヤウネンチウ)徳川家(トクセンケ)に於(オイ)て精金銀(セイキンギン)を以て大判小判(オホバンコバン)今判(イマバン)幷(ナラビ)に銀鋌(ギンテウ)丁銀(テウギン)或(アル)ハ碎銀(サイギン)豆板(マメイタ)等(トウ)と多分(タブン)に吹立(フキタテ)民間通用(ミンカンツウヨウ)をべき旨(ムネ)の命(メイ)に依(ヨツ)て金銀坐(キンギンザ)を立始(タテハジ)め國内(コクナイ)の通用自由(ツウヨウジユウ)となり金一両(キンイチリヤウ)の價銀(アタヒ)六十匁(ロクジフモンメ)と一方(イツパウ)ハ時(トキ)の相場(サウバ)ありて六十匁(ロクジフモンメ)より内(ウチ)ある節(セツ)ハ銭(ゼニ)を以(モツ)て金一両(キンイチリヤウ)と定(サダ)めたり又(マタ)外(ホカ)ハ大程(オホホド)ハ成(ナ)れども金(キン)ハ日本國中通用(ニホンコクチウツウヨウ)をいへども重(オモ)き関東用(クワントウヨウ)ハ

銀の上方より西國筋のみ弘く勢州より東へ通用自在あるに依然たる慶長年中より年數凡そ百年の間慶長の新金銀を用ひたる処元禄八乙亥年金銀の數量を増し殖んが為め金は銀銅鉛錫と交ぜ金と吹せ又銀は銅鉛錫何れも元の字の極印ありと雖も元の金の位大に劣り真金の色と失ひ給ひ真鍮のごとく之と元禄の新金と唱へ國内に行ひたり又銀鉛砕金よりも銅錫鉛を加へ數多吹出し是亦元の字を印して通用仕而已そ慶長の純金銀々通用を禁ぜざるをもり銀は又宝永三丙戌年鉛錫銅を多く加へ銀の位遥に劣り宝の字の極印を打之と宝永の新銀と唱へ其色黒黯よりて弥く賤劣となり其後又種々の雑物を多く交へ加へ宝の字と二箇打て通用を程なく又其上より雑物を弥多く増し加へ宝字と二箇打ちて暫く用ひをとる処尚又精銀少く入を銅錫鉛等しく重く加へ入し吹出し宝字と四箇打つ之と四宝銀と唱へ通用仕然るをもどり白銀の色いろく鉛の錆たる様成ものあり其比銭と交易するに一文價十八九文銭廿文を限りとし國土の至宝たり金銀と箇様なる位次第の賤劣あり若し異國へ渡りあらば 皇國の恥辱甚しきをあり然るを宝永六己丑年金銀の位賤く成たるを歎せられ元禄の悪金を止め慶長の純金を復せんとされども金貨の數悉く減ずるを由り急に改めて世上の障りとも成べしとの旨にて先暫く小判歩判の形を小薄くして重さ半減の積りにて小判二枚四分歩判六分より吹立乾の字の極印を打ち二朱金八停止せらるゝと之と乾金と云ひ文字金と唱ひ行ふ其后正徳二壬辰年元禄の金を止め慶長金を復すべしとの命より由て乾金弥賤く成り一両の銭二貫五六百文なりたり同四甲午年古来のごとく

慶長金通用を命ぜらるゝに及び新たに小判歩判を造らるゝ金の位重目方も慶長金同様の小判一両の重目四匁八分一歩を一匁二分に吹立て慶長金と並び行ひ元字金乾金通用と堅禁ぜらるゝ之を新金と云此時金一両に付銭四貫八九百文に換る大判を未だ造らず元禄の大判を用ひ其后新金を吹増し享保七壬寅年より元字金乾金を弥堅く停止せらるゝ新金計りの通用に成る同十二丁未年新金の大判を掛目二十六匁に鋳立元禄の大判と止めらるゝ銀を以て造らしめ慶長銀同位に成る歟を定め海内に行渡るべき程未だ成就せざるゆへ元禄銀と並び行るゝ依て好悪六等の銀夫々に宝永四寿の悪銀とも廃せず新銀一銭目に付多少の士民とも是に甚だ苦しむ新銀一銭目四ツ宝銀四銭目と替ゆる享保二戊戌年純銀を以て新銀を吹き増し同七年より新銀の

負数海内に行渡るべき程に成たるゆへ元禄以来五等の悪銀厳しく停止させらるゝ新銀一品の通用に成り世間一統穏やかに成たり然るに元文元丙辰年金銀吹替の儀を命ぜらるゝ金銀銅錫鉛を加へ小判歩判等の形も少し小薄よりて小判の掛目新金の一銭目三分を減じ三銭目五分歩判も九分に吹立銀も銅錫鉛等を加へ銭銀砕銀とも脆しく吹出し位格別に劣り金銀とも文の字の極印を打ち文金銀と唱へ海内通行を命ぜらるゝ新金銀と古金銀と唱へ通用を停止せらるゝ凡そ古金と文金との引替銀も格別価差ありて引替銀も格別価差ありて古金銀も世上に流布せし処近年に至りては何方に隠るゝや一向当時の者共を見ざるゆへ其后々金銀吹替ありし然るに明和五戊子年五匁銀を造らるゝ長さ凡そ一寸幅五分程にて四方の端に雨龍の紋有り金一

分ヨリ三片ヲ換ル関東ヨリモ銀ノ通用多ク歩判計リニ付一歩ヲ割リ用
ユルトモ人ノ下ノ弁利ノ為トテ命ゼラルル処元来銅錫鉛等ヲ多ク入ル真
銀ヲ少シモ五銭目ニ替ルヲバ其ノ位アルヘクモ沿ノ諫市中モ通用セ
ズ況テ遠國ハ勿論在ヤ悪ク雑儀ニ及ブ付一両年ニテ通
用ヲ止ラル安永元壬辰年精銀ヲ以テ二朱銀ヲ吹替ヘ南鐐ト唱ヘ通用
セシ四方ノ端ニ星形ノ表ヲ以南鐐八片一両判一両ト裏ニ銀坐ト云銘文アリ是ハ五
匁銀ニ遠ヒ純銀ニテ色モ美ナリニ星目二匁七分アリテ通用シ銀七匁
五分ノ価アル付田舎ニテモ通用宜シク金ト同様アリ

一本朝金銀之濫觴之事

抑我國金銀ノ始リヲ人皇四十五代
聖武天皇天平二十一己丑年二月陸奥國ノ百済王敬福ヨリ初テ黄金ヲ
献ジ其ノ祝ノ詔ニ我國ハ開闢以来黄金ヲ人ノ國ヨリ貢ゲ
我土ニモ有ル物ノ多クシテ此度黄金ヲ貢ゲル事
殿感浅カラヌ事ナリトノ旨
勅命アリ是ヨリ歴代陸奥國ヨリ黄金ヲ貢ゲ
記シ
孝謙天皇御受禅勝宝ト改元アリ其ノ年中納言家持ノ和哥ニ
栄ユルト東ナル陸奥山ニ黄金花咲ト詠ゼラルルヨリ黄金ノ出タ
ル山ヲ金花山ト号シ代々黄金ヲ掘出シテ献ジタル由世俗ニ傳ヘ今モ
金花山ヨリ黄金賜ハリケリテ山師ドモ之ヲ願ヒ出ヘドモ弁財天ノ
惜ミ玉フ由ニテ今ニ休山アリ此事実事アラバ國益トモナルベキ金銀ヲ
空シク土中ニ埋メ置テ実ノ惜ミ玉フベキヤ余リアリ又四十二代
文武天皇五年辛丑三月對馬國ヨリ黄金ヲ貢ゼラルルヨリ大宝ト年号ヲ附

一玉ふと是又續日本紀に見ゆれども
聖武天皇の詔命を見てそ對馬より黄金を出したるまじ外國より來りしと奉りしやらん白銀を四十代
天武天皇白鳳三甲戌年對馬國司原海造大國白銀と始めて當國より出るとそ
貢上ぜと日本記に見えそうり是本朝より白銀の出たる始めあり是より上
古を本朝より出たるとあく金銀を用ひざりしやらん然し日本紀に人皇廿
四代
顯宗天皇三年稲一斛を銀錢一文に代るとあるに異國より金銀渡りたるやう
より本朝に於て銀錢と鑄たるやう又本朝へ外國の銀錢渡りたるやう
上古の儀を詳のあらざれば銀錢一文より稲一斛と換ると云を其比穀の價至
て賤くとも何ほやらん余り下直の様に聞ゆれば其初よりの銀錢の
大小重目等をも知るべく一文錢を當世の金銀に比べ何ほどの當
其程も知るべければ價の高下も又評し難し四十一代
持統天皇八年春三月二日直廣肆大宅朝臣麿等勤大貳臺忌寸八島黄文連本
実等をして鑄錢司を拝せと日本紀より續日本紀に四十二代
文武天皇三年始めて鑄錢司を置る直大肆中原朝臣意美麻呂を以て長官
とぜり左まれば本朝にて錢と鑄る始めを
持統文武の御宇より始まりと見ゆれども
顯宗天皇の頃の銀錢は外國より渡りしものと見えそうり漢土よ
り金銀起まりと管子に出又禹の時五年の洪水湯の代七年の旱魃より
しる禹王を歴山の金と湯王を莊山の金を得玉ひ共に幣と鑄て
民と救ふと事物紀原に出たるをそ漢土の金を三代の比よりありしと明

其金幣の制通用の訳を詳らかに知ること難し

一佐渡の金山を慶長年中より始め其外諸國の金山運年を始めとし其共費用多く休山と成り石見國并に奥州半田山の外當時連綿したるものなし

一信長金と云物今に絶てなし寛永の頃美濃國関村の農家の地中より数金を掘出せり形ちは大さも大判の如くなれども銘印もあり西面は粗き刻を以り如何なる金と云ことを知らざるゆへ京都へ上せ金座へ見せたるに信長時代の通用故金にて切て秤を掛て用ひ精金のへ銘文もあり由を以て思ふに今の大判の如く弐間の通用をあく公用のここに用いたる成べし又其頃甲州武田信玄の製金にて丸き一歩判有り是を一分十二枚壹両を四十八枚丸も小判をあく至ての精金にて正徳の新金ほども又寛く二朱判六枚判一朱判三枚判何れも丸し又朱中一枚五分之を四角にあり其下に年月七分五厘小判目三分七厘五毛今一朱半ばかりの小判中を甚だ稀にあり多くは小判目小判目を絶てなし當時甲州通用の甲金を駒沢氏甲斐の國守たるとき一歩判二朱判を改て小判一圓通用に是を小判ともあく銀銭ともに寺定寺重の銘文にして今も甲州一圓に交鋳たるゆへ信玄時代の古甲金ともを位勝るべし今の文金一分と甲金一分の價銭三百銭余或ひは三百銭ぞとも直段宜し甲州の民ども甲金を貴び文金を賤しむ甲金の坐を松木と云て今も甲府に在住をとりくぐも甲金を今少く通用あれば古金一分を文金三分ほども知るべきものゆへ所望せめべし又但馬は南鐐銀にて古来より彼國にて通用したる由其形ちは金

一歩判の如く精銀にて四方の端に星形ありて片面に倶馬有り南鐐一朱銀八片を以て古へ通用したる故を一片壹両に換たる由今は通用なし然し遥迩に持たる者もあり

一金銀両目の起りは地方路穂集に曰金銀も世界の至宝なり世界の形勢卵の如くまるき由より其象を取り益世界通用の為に以て玉子の白身の目方を取て銀の量目として壹両四匁三分黄身の目方を金壹両の量目四匁八分となり極りある由なれども其濃薄詳ならざれば鶏卵は大小軽重ありて目方一様ならず試るに中分の玉子二箇を掛て改るに一箇は八匁七分一箇を九匁五分ありて金銀壹両と黄と白銀と白とを分けて世界の形は准じ鶏卵の重目を取て金銀の量目と極たりと云て目方の以寄多きゆえんなれども度量衡のことは和漢とも先哲悉く穿鑿ありて金銀の量目を極るは玉子の黄白の掛目に依て定めたりと云を全く後人の臆説あらん称して掛る斤両のことを衡と云ひ凡て萬物五音十二律より起て度量衡とも黄鐘の律より出る黄鐘は吹物にて十一月の調子なり黄鐘の管圓径九分長九寸此内は秬黍の中なるもの千二百粒を入る此重さ十二銖之を倍して廿四銖を一両とし十六両を斤とし一銖の重さ経済録とかく当時漢土にてそを一銖の量目として一両を十匁一斤百六十匁ありと見ゆ又前漢武帝の元狩五年鋳銭の法此重さ五銖なるに依て五銖銭と云又此量目は六分一厘七毛二絲八忽不尽なり故は一銖は一分二厘三毛四絲五忽六微不尽なり當り二十四銖を壹両とて二匁九分六厘二毛九絲六忽二微不尽は悪く穿鑿なりとて

當り諸書に出る処と惣く木同けり元来相乗の目方千二百粒にて十二
銖と云一銖の目方幾許ある哉詳ならざれ共本朝の一両銀に四匁三分金
八四匁八分其余業種の類なる品々も大凡壹両と四匁ころに併し物価等
にて五匁壹両の品もあり一斤百六十匁を通法なれば之を二百匁二
百廿目三百目と一斤とする品もあり右の當りにそを十六両と斤とし
てそ一両を五匁一斤を八十目とするや本朝の量目は廿四銖を壹両とし十六両を斤と定るてふを見
えたれ共元始詳し難し前条の雞卵の縁を取なると云ども據あれば似
たり又中古如何ある儀を以て四匁三分を銀壹高と定めたるや出所詳
ならざれ共金壹両の量目古金を四分八分又金三匁五分乾金二匁四分と
其時々錆立の形象小掌薄交物の加減にて量目差へ尚又玉子の目方

も拘らずそこそこを思されば本朝を一銖の目方を極りある掛目にて
通用し両の下を幾匁幾分幾厘との通用にて何銖と云ふ名れば強
て一銖の量目と穿鑿するも及ざれ今一分の半分を二朱と云ては外
國へを通せば本朝計りの通用あり
但し方今萬國の通商盛んなるそを不都合ある
るに依り員大の御入用を以て大坂造幣寮を於て明治元年より壹
一般流通の新金貨を鋳造せり其品十三通りにて金二十圓
以下円径目方金性の字を省略ぐ金十圓九分七厘七毛八分八毛四糸四分金五圓七分七厘七毛八分八毛四糸金一圓四分四厘六毛四分金九分銅一分
九銅一 金二圓五分七厘七毛八分八毛四糸金二圓七分七厘一毛四糸金一圓二分四厘三毛六糸金九分銅一分
銀一圓一寸二分四厘七毛六糸銀九分銅一分 銀五十銭五十銭と云ハ半円のことなり即是半分の金二分のこと也

一寸四重、三分三厘、九毛二五、銀八分銅二分銀廿銭七分七厘、一毛七、銀八銅二
五毛八五、銀五銭五分、三分三厘、二毛銅一銭一銭と云ふは是迄の六分は以て一圓とせん
銀八銅二、銀五銭五分、三分三厘、九分、一匁八分銅半銭七分七厘、八毛七五
九厘七毛五 九厘七毛五 銅一厘五分二厘、二分 尚委しきことは新貨條例と云書と見るべし

一金壹分を百匹と云ふ元来銭よりも起りたり慶長年中小判世判始りたるとかや金壹両は
銭壹貫文にて壹分を壹貫文の當る本朝鋳銭始ゆゑし後何時の比よりか駄曳銭と云ふ銭を鋳て壹文を平銭十文に遣ふゆへ
駄曳十文を平銭百文は當り壹文一匹たるに依り十文十匹あるに依て平
銭百文を十匹と云ひ金壹分を壹貫文ゆへ壹分を百匹と云由地方巻穂
集は見えたり

一金銀札通用之事

金銀札通用の始りは我朝にては人皇九十五代
後醍醐天皇重祚元弘三癸年正月大内裡造営にあたりて始めて紙銭を
作り諸國地頭御家人の所領を課役として太平記に見えたり又
漢土にては胡元の世宗帝のとき始めて紙を制し印章を記して宝鈔と名
付け金銀銭の代りに用ひしと古今原始に見えたり和漢ともに此の以
前にあるとは見えず是紙を厚く制し表裏に種々の印文を記して壹貫
文より一匁廿匁と次第ありて其高位の應じ札の大小印文の差ひ
掛り役人の印証数多ありて一國一領限り年限を極て通用なるとそ
此札のことく紙銭楮幣紙幣とも云元禄年中諸侯の國々にて金銀銀の札
を造り其後之を廃し又元文の頃より國々にて作り其戻下引替促方
を建て本金銀入用の節を叫りそれより又伊勢の神領にて壹保度

ようの瑞書と唱へくに替わた銀札ばかりて近領迄も通用ばかり江戸諸侯より此金銀ばかりし処徳川氏の手より當り國家多事ばかりて財用匱しく始めて慶應二丙寅年より十三年限り通用の金札始り十両五両一両一分二朱と五等ばかり其後小札拂底ばかりて諸民差支ゆるより由て民部省通商司より二分一分二朱の札為替會社三井組より三文七分五厘の切手寺社より出来り然るに此切手ら通用二年計りなりて止そうに夫ぐも何ぞも贋札等多く諸人之を悪ひ大ら難渋をるより

一金銀坐の始りら京都町人後藤庄三郎と云者徳川祖宗より昵近し軍中より朝廷より大の出入費を以て紙と云印文と云精細微密言ぐく迷雑き神功の金札ら発行ら成かばかりしより偽造の憂ひあく且千百里の路程ら行ら大金ら持も少も嵩ばらず上下便利の紙幣あり

一金銀坐の始りら京都町人後藤庄三郎と云者徳川祖宗より昵近し軍中より側ら離まじく其后慶長年中より江府東ら住し金坐と命ぜらるら公納ら成小判歩判ら凡て後藤方りて改め包ら改料ら金百両ら有銀五匁ら充ら取りて包歩と云又大判の改坐ら庄三郎分家りて之ら動む銀坐も庄三郎分家りて動む上方より公納銀の改坐ら大黒ら云者ばかり又當時の者慶長中より動む銀坐ら二朱判ら銀坐りて改め包ばかりそもそもあり

但し包歩銀の算法ら其納金ら十二りて除ら歩銀永りて出る則百両ら永八十三文三分三厘零四絲あり

一切支丹之事

切支丹宗ハ耶蘇宗とも云て今西洋各國りて盛んら奉ぜる宗門りして旧約新約等の書ばかりて其徒之ら重んぜと云ども書中一ら忠孝の教あ

ノ只其神ヲ大父母ト称シ之ヲ尊ブテ生父母ヨリ其ノ
左ニテ重ンゼラルヽ事ヲ異教ノ実ヲ国家ノ益トアラヌ
其国家ニ害アル甚シク之ガ為ニ西洋各国血ヲ流ヲ度ヨリ此徒元
亀天正ノ頃我朝ヘ渡来シ愚民ヲ惑シ時ノ武将モ之ヲ信ジ厚ク切
支丹宗ノ寺ヲ建立ラレシヲ徳川祖宗天下一統ノ後此宗旨ノ国家ニ大
害アルヲ察シ厳重ニ之ヲ制禁シ其宗門ノ者ヲ悪ク仏法ヲ破サセシ
其改宗シヽル者ヲ転切支丹ト云ヒ其諸親類ヲ類族ト云テ年ク改メ証
文ヲ取ラレ〳〵其類族死去其外変事等アレバ速ニ届ケヲ出シ其厳
重アルヲ以テ普ク人ノ知ル処ナレ〳〵ヽ若其宗徒ヲ見出シ訴ヘ出ルモノ同類ノ
ムクヽモ其罪ヲ赦シ褒美ヲ下サルヽアリシガ今ヲ此事殆ンド断絶セシ
ニ似タリ然レドモ未ダ此宗門ノ害ヲ防ザル人心ヲ惑乱セザラシメン為

ニ厳禁シ諸書ヲ取ラヒ心籍ノ者其宗ヲ
信ズルヲ見ヲ何ノ益ナラン心ヲ固ク國教ヲ守ラバ其宗ノ書ヲ見ル
モ亦何ノ害ナラン実ニ簡ニシテ浅キヲ以テ此ノ如ク厳切ノ支丹ノヽヲ地方落穂集ニ委シ就テ看ルベシ

一鉄炮規則之事

鉄炮ノ我國ヘ始テ渡来セシヲ人皇百六代
後奈良天皇天文十二癸卯年八月廿五日當夷ノ舶大隅ニ漂着シ此舟中ニ
明人五百余ト古儀者乗合セヽ我國ノ人ト能ク筆談シ島津義時ニ始テ
鳥銃ヲ送リ見ヨリ追々國中ニ弘ヨリ武器ノ第一トスル処ナリ
治平ノ日ヲ猥リニ之ヲ放ツヿヲ禁ジ就中関八州江戸辺十里四方ヲ堅

き厳禁なるべきを若し之を犯せる者を過料銭と出し正留場旧幕のとき将軍野遊ありて鷹と放つ場なり　の内を過ぎて一箇年島流と申付らるべし其他種々の規則曲場と云　なりて預り鉄炮貸鉄炮譲鉄炮二季打四季打猪威しまで中々煩雑しき規律なり委しきことは地方落穂集と見るべし

但し方今は昔年の如くならず発放するときは制禁ありと雖も若しこれを犯して鉄炮を所持せれば半円の過料を出し鉄炮を召上らるべし成文は明治五年より布令仰せ出されたり

一旧関所之事

関所を人皇三十七代孝徳天皇大化年中関防駅鄙を置とあるより諸國の武士思ひ〳〵に関門と立往来を煩将政を執てより天下大に乱るに諸國の武士思ひ〳〵に関門と立往来を煩さゞり其後徳川氏天下一統の後深く之を憂ひ左の関所を設け其地の諸侯旗本をして之を守らせたり

相州	箱根	遠州	今切
	根府川		
遠州	気賀		
上州	杢ヶ橋	五料	福島
	実政	大渡	
上州	川俣		
上州	祖母島	南牧	
	大戸	大笹	
信州	浪合	帯川	
	心川	小川	
武州	小佛		
江州	築ヶ瀬		
江州	鈴ノ鹿		

松平伊豆守　山村甚兵衛
秋倉伊予守
大久保加賀守　遠州今切
近藤静衛介　上州横川
松平右京亮
松平下総守　信州福島
代官持
千村平右衛門
久世大和守
堀　石見守
朽木近江介
井伊掃部頭　江州清内路
松平甲斐守　江州山中

越後関川　鉢峯　神原式部大輔　越後山口　松平日向守
虫川

越後市振　代官　持

右の通り悉く関守ありて出入とも手形証文なくては通行ゆるされず就中女人の往来至て厳重なりそれも手形の文言相違なくそれ相応の出立にて髪切等の差別其他荷物の改めも容易ゆるされず是皆戦國の余風ありしかるべし

御一新後諸國の関所悉く廃止され相成國中の通行自在となりて海外方國迄も往来妨げなく萬民自由を成行き寛大の御政事有難きことなり尚関所改め手形の出処其振合等も是亦地方落穂集に出せり

一奇特百姓太右エ門褒美之事

徳川氏の頃百姓町人等苗字帯刀を許さゞる故前編既に之を記せり然るにこれ等も格別の事なるを以て面目とせり茲に安永八亥年信州高井郡小見村百姓太右衛門を前に畧記せるに奇特の聞へありて官府より所の者へ実否尋ねに相成し処百姓ども其大畧を書上たり先此者當太右衛門迫七代の間上を重んじ下を恤み親子夫婦親類至て睦しく殊に當主の親愚弟と云者の代より夜寐ざる故なり江戸京の方と足を労せず風雨の時と云ども制札場の前を行くときは必ず笠頭巾を脱て通り此外万事此のごとくの行状あれば近郷の者自然之を見習ひ殊に當主父愚弟へ孝を尽すこと物あく先年千曲川出水のときたゆ打續き近村を救助し其家酒造等をして名仕大勢ありと云ども皆主人の徳ゆとり悉く神妙にして何事も上と重んぜり此他其行ひ一として善ならざるなし之に依て左の通り褒美ありたり

岩出伊右衛門代官所
信州高井郡小見村百姓
太右衛門年四十二

銀拾枚

右の者実体成者ニて親ニ孝行之ニ付妻子其外へも睦しく近村へも奇特成取計ひ之ニ付其身一代帯刀差免し并ニ子孫迄苗字名乗可申旨褒美ニて書面之通り之を被下

右之通可被申渡候

卯三月

此他善行の委細ハ後日次篇ニ詳載すべし

（補）改正増訂地方凡例録巻之十下　完

地方凡例録跋

右凡例録ノ一章ハ経済稼穡ノ道當然取扱フ所ヲ筆記シテ奉ルヘキ旨四年以前台命ヲ奉シ官務ノ暇自ラ筆ヲ採リ著述スト雖モ素ヨリ不智短才ノ臣久敬文學ニ疎ク殊更書籍ニ乏シク今年寅中秋ニ至リ漸ク十巻ヲ調成シテ大覧ニ備ヘヌ然ルニ二月録ニ出ル條下凡ソ十六巻ニテ全備ニ至ルト雖モ李夏ノ比ヨリ小臣病床ニ臥シ今初冬ニ至リ病痾甚シク古稀ニ向タル老命ノ程限リ有テ終焉ノ期近ク覚ユレハ寂早十一巻目ヨリ未著述スヘキカナク空シク過ヌル一寂歎カハシレ豚兒ナル者ハ地方ノ道知ルベキニモ非ザレバ跡ヲ継キ書著スヘキ便リナシ然ハアレド此佚打棄ルハ生涯ノ遺念少ナカラズ若シ経済ノ道ニ委ク地方巧者ナル輩志シアリテ臣カ微志ヲ憫レミ目次ノ箇条ニ藉テ諸書ヲ閲シ和漢ノ濫觴ヲ糾シ尚今

世ニ取行フ法令ヲ玩味シテ書綴リ全備ノ后君覧ニ備ヘ玉ハラバ台命ノ卿旨ニモ叶ヒ次ニハ小臣カ本懐寔ニ是ニ過ヘカラス今終期ニ及ヒ三十二章全備ナキヿ妄執ノ内ノ第一ナリ依之甲寅黄鐘ノ日枕頭ニ筆ヲ操テ志願ノ一端ヲ記シ臣久敬カ遺志ヲ演置ノミ耳

甲寅十一月上浣

大石猪十郎久敬識

明治四年辛未七月刊

高崎
故大石猪十郎著述
孫大石猪十郎補正

見山樓藏版